

良源の山王信仰と神前論義の形成

久保田 實

〔抄録〕

従来の神仏習合研究史は、神前説経が中心に研究されてきた。神前説経は神の苦悩を鎮める技法である。それに対し神前論義は神を悟りに導く技法である。それが良源の時代前後に始まっている。こうした状況を踏まえて、「良源の山王信仰と神前論義」について検討する。良源自筆とされる国宝『御遺告』から良源の論義に懸ける想いは、「選択的論義の思想」といえるものであり、論義を聞くものを悟りに至らしめると考えていた。即ち自らの霊前で論義を行わせることを遺言として命じ、それを聞くことで自ら悟りに至らんとしたのである。また神前で論義を行えば神を悟

りに導くことができる。良源の比叡山大復興によって山内は活気づいたが、乱れも生じた。それを正すために良源は『二十六箇条起請』を定めた。その中で篤い山王信仰を見せている。神の権威をもって比叡山の僧たちの引き締めを行い、比叡山の学問的活性化を成し遂げている。その過程で神前論義が始まり、その影響は真言宗にまで及ぶ。

キーワード 良源、山王信仰、神前論義、赤山明神、高野山山王院

一・神仏習合研究史の中の神前論義

明治元年（一八六八）三月二八日、明治政府は神仏判然令を發布した。これによって神社における仏像の廃棄破壊が起こる。いわゆる廃仏毀釈である。そして神仏が複雑に混交している修験道が明治五年の

修験宗廃止の令により、活動ができなくなる。また他の各宗派も大きな被害を被った。こうした廃仏毀釈の苦境から脱するため、仏教各宗派は、仏教思想の近代化を目的として、明治後半から大正にかけて仏教系学校を設立し、研究体制を確立しようとした。そうした中では各宗派の祖師の近代的解釈が優先的研究目的とされた。

この状況において神仏習合に関する研究はあまりなされなかった。

明治二四年（一八九一）に久米邦武が『史学会雑誌』に連載した「神道ハ祭天の古俗」という論文が、大問題となる。この論文の趣旨を久米は冒頭で述べている。「日本ハ敬神崇仏の国なり。」から始まり、「敬神は日本固有の風俗なり。中比に仏教を外国より伝えてより、合せて政道の基本となりたり」を説明し、最後に「千余百年來敬神崇仏の国となりて、今に至るまで、敬神の道は崇仏と並行われて隆替なきことの考えを述べんとす」としている^①。この論文は、「皇室の尊嚴を潰し奉り伊勢大神宮を蔑如し奉るもの」であり、仏教は「国家の基本を脆弱ならしめたる者」と批判され、帝大教授を辞任するに至る。更には、政府により治安上問題有りとされ、論文を掲載した『史学会雑誌』と『史海』は発禁処分となる。そして久米が担当していた「大日本編年史」の編集委員も免職となり、翌年には王政復古の象徴的事業であった正史編纂事業も頓挫することとなる^②。この事件により、学問的にも神仏習合を研究する土壌がなくなってしまうこととなった。これを打開したのが、辻善之助である。明治四〇年（一九〇七）に『史学雑誌』に連載した「本地垂迹の起源について」によって久米らが集めた膨大な史料を使って、神仏習合の流れを描いてみせた^③。そしてそれを次のように要約して見せた。

神明は仏法を悦ぶ…神明は仏法を擁護する…神明は仏法によりて業苦煩惱を脱する…神明は衆生の一である…神明は仏法によりて悟を開く…神即ち菩薩となる…神は更に進んで仏となる…神は仏

の化現したものである。

仏法を悦び擁護する護法善神の段階は奈良中期、神明を脱する神身離脱の段階は奈良後期、この段階での神への法会は、神前読経が中心である。神が菩薩となる平安初期、神は仏の化身とする権現思想が平安中期、神は仏の本地とする垂迹思想が平安後期から鎌倉時代に成立したとした。この辻の神仏習合の流れが定説化し、研究が進展してゆく。家永三郎・原田敏明・堀一郎らが護法善神・神身離脱・本地垂迹に至る辻の神仏習合論の流れを補強していった。また田村圓澄は護法善神は中央、神人離脱は地方神とし、高取正男は神身離脱の神は祖霊神とした^④。こうした神仏習合の内的発展論に対して、津田左右吉は、護法善神や神身離脱は、仏教の中で生まれたものでインドや中国仏教の影響であるとした^⑤。これを具体的に直接的典拠として『高僧伝』『続高僧伝』を示して論じたのが吉田一彦である^⑥。そして神仏習合外来説を二段階に説明し、護法善神・神身離脱は八世紀ころに中国より受容し、第二段階は垂迹の思想が九世紀に天台により取り入れられ、本地は十一世紀後半に展開するとした^⑦。

以上の先行研究から、良源の時代（九一二〜九八五）における神は、護法善神や神身離脱の神に神前読経をする段階にあつたと考えられる。良源とは、第十八世天台座主であり、二度の大火災によって衰退の危機にあつた比叡山を復興させた中興の祖である。また良源は比叡山の神である山王信仰に篤く、論義の導入によって学問を活性化させた人物としても著名である。

神仏習合に関する先行研究を見ると、神前読経はあるものの神前論義については全く未検討である。神前読経は神の苦悩を鎮める技法である。神前論義は神を悟りに導く技法である。それが良源の時代前後に始まっている。こうした状況を踏まえて、「良源の山王信仰と神前論義」について検討する。

二・山王信仰の先考研究

山王信仰に関して、最もまとまった研究は菅原信海の『山王神道の研究』⁹⁾であろう。それによると、比叡山には『古事記』の時代から大山咋神（オオヤマクヒノカミ）が祀られていた。そこに大和の大三輪明神が勧請された。そこで大三輪明神は大比叡明神として、大山咋神が小比叡明神として祀られた。そしてこの地に藤原仲麻呂が禅処を建てた。最澄が比叡山に入山する時点で、比叡山は神仏習合の霊山であった。そうした山に最澄は入山し、天台宗を開いた。その時中国の天台山国清寺の地主神である山王元弼真君に習って、比叡山の神を山王と名づけた。その後、円仁が入唐の苦難を護ってくれた赤山明神を祀るための禅院を遺言し、貞観六年（八六四）建立される。その後円珍の時代になって、大比叡・小比叡両神に年分度者を賜り、神を祀る専属の僧が配置されるのである。さらに円珍は大比叡・小比叡に加えて八幡神を聖真子という名で大比叡を祀る大宮の近くに祀った。これによって山王三聖が成立したとしている。

良源については、この山王三聖を地主三聖として重視し、御旅所唐崎に神殿を造ったり、宝興一基を新造したりして地主三聖祭Ⅱ日吉祭

の整備を進めた。菅原は、佐藤真人の論文を紹介し、山王七社の成立を検討している。¹⁰⁾ 佐藤は、日吉社成長の流れを二社体制から三社体制を経て、十一世紀には五社体制となり、十二世紀に七社体制となったとしている。そして鎌倉時代には山王二一社の制となり、ついには百八社と称されるようになり、その頂点に山王七社があつて、階梯的に組織されたとした。菅原の論も、この流れで論が進み、後半は鎌倉以降の完成期の山王思想と山王思想典籍の研究へと進んでいる。これによると良源の時代は、二社体制から三社体制が確立したところと考えられる。

私が神前論義に注目するのは、論義の歴史を考えると、奈良以前の論義は、五明という仏教徒が学ぶべき五つの学問の一つである因明の中で行われた論理学基礎であった。それが藤原鎌足が病回復の法会として『維摩経』に倣って維摩会の論義を行い、その子孫が藤原始祖の鎌足の追善としての論義を行うようになる。奈良時代には、源氏の論義として薬師寺最勝会が始まり、宮中でも御齋会の論義が始まり、南都三会と発展する。そして平安初期には僧の位階の認定試験の如き制度に発展してゆく。それが良源による師輔追善と自分の追善の論義法要を命じて以後、個人の追善論義が拡がり、更に論義の多様性が増してゆく。その一つとして神前論義が想定されるのである。

そこで良源の論義思想と山王信仰の検討を通して、このころの神前論義の実態を検討したい。

三・良源の選択的論義の思想

良源は、延長元年（九二三）十二歳で比叡山西塔の理仙に師事し、十七歳、座主尊意につき受戒する。延長七年（九二九）比叡山内の論義で注目される。承平七年（九三七）藤原氏主催の興福寺維摩会の勅使房番論義で、摂政藤原忠平に認められる。天曆三年（九四九）に忠平が没す。良源は忠平の後世安穩と藤原氏一門の繁栄を祈願するため横川に三〇〇日間隠る。その時、忠平息男右大臣藤原師輔に皇子が誕生し、師輔の絶大な信頼を得る。天曆八年（九五四）十月、師輔は横川に法華三昧堂を寄進し、良源を導師として一門の繁栄を祈願する。そして十二月には法華八講論義を開き、師輔はそれを聴くために比叡山に登っている。良源は天曆九年（九五五）村上天皇が母后の為に弘徽殿で行った法華八講論義の講師に選ばれる。応和三年（九六三）清涼殿で法華十講が行われ、天台十名と南都十名による宗論が行われ、良源は大活躍する。そしてついに康保三年（九六六）天台座主に上り詰める。そして比叡山に広学堅義が勅許され、翌安和元年（九六八）より実施される。これによって全国寺院を支配する僧綱から独立し、比叡山独自に僧を育成することが可能になる。

以上のように良源は、論義における活躍を通じて天台座主に上り詰め、承平五年（九三五）四〇余宇焼失。康保三年（九六六）三〇余宇焼失という、二度の比叡山大火災によって衰退の危機にあつた比叡山を復興させるのである。この復興に伴って近隣の俗人、信者、職人、童子なども比叡山に入山し、住む者も現れ、学問の道場らしからぬ乱

れも生じた。それを正すため天禄元年（九七〇）に良源は『二十六箇条起請』を定め、僧の有り様を厳しく規制した。その翌年、病となり、『御遺告』を書く。この『御遺告』と『二十六箇条起請』は、奇跡的に自筆が残されている。遺言を書いた時、良源六一歳である。しかし良源はこの病で没することはなく、その後七四歳まで諸々の改革を続ける。この両文献の中に、良源の考えを明確に示す部分がある。

論義に関しては、『御遺告』の中で次のように記している。¹¹⁾

A 岡屋庄一処 田地一六〇余町。載在券文。

A 右庄本故九條殿御領。薨逝給後。依御遺言被寄法花堂也。

田地本数百廿余町。通納地子一斗料三三斛。爲院領以来。殊加檢察。勘立田地百六十余町。申下官符。免租稅官物等。免庄司庄子五十人雜役了。年料地子每年倍增。去年納百六十余石也。後々有庄勢者。彌開堯荒地。随地子之數倍增了。院司宜知之。年料地子分爲三分。一分充法華堂常燈料。一分充修理料。一分充八講料。爲自他平等利益也。

B 故殿薨給後。奉廻向彼御菩提。須待御忌日令行之。而太政殿下。已以被修。非可重疊修之。仍須病僧入滅之後以忌日。若爲初若爲終修行之。一周忌八講必可論義。世人忌之。尤可咲之。①病僧本業是此道也。乃至成佛可勤此道。遣弟知之。若有報恩之志者。必可修講說論義。②不可行他善。

C 然則以八講所生之善。広廻向一切衆生。断除煩惱。發生智

惠。速令^レ到^レ佛位。次奉^レ廻^レ向故殿下。早出^三三界生死。速證^一真妙位。^③次廻^レ向老僧幽魂^一耳

『御遺告』の岡屋庄一処の部分とA・B・Cの三つに分けて検討する。

『御遺告』は弟子の尋禪に渡すために作成された。尋禪は藤原師輔の十男である。師輔は良源を絶大に信頼し、経済的支援をした。師輔は二度の比叡山大火災からの復興を経済的に支援し、藤原北家の繁栄継続を願って十男を良源の弟子とする。良源はそれに応えて弟子として後継者として尋禪を育て、死に臨んで、自分が師から受け継いだ資産や、師輔由来の資産などを譲り渡すために、その由来・使い道・配分法などこと細かに記した。それが『御遺告』である。引用はその中の「岡屋庄」の部分である。

Aの部分、「岡屋庄」は師輔の遺言により横川法華堂に寄進されたもので、滋賀県蒲生郡にある優良資産である。これを三等分にし、その一つを法華八講論義の費用に充てるようにと書かれている。

Bの部分は、藤原師輔の忌日には必ず法華八講論義を行い、病僧（良源）の入滅後は、その忌日にも法華八講論義の修行をせよ。世人の中には論義を忌む者もあざ笑う者もいるに違いない。しかしこの病僧の本業はこの論義の道である。成仏するまでこの論義の道を勤めるべきである。後に続く弟子たちよ、この事を知れ。もし報恩の志があるならば、必ず忌日に講説論義を修し、他善を行わずべからずと命じている。

この部分は、良源の論義に懸ける想いの溢れている部分である。死

に臨んで、大支援者藤原師輔と自分の忌日に論義をせよと、師輔の息子尋禪に命じた後の、①「病僧本業是此道也」と②「不可^レ行^レ他善^一」に注目したい。①は死を迎えた病僧である良源の最も大事な「本業」は論義道であるというのである。②は論義以外の他の善行をするなどというのである。

六十六歳の病僧法然は、前の関白藤原兼実に『選択本願念仏集』を渡している。その翌月には遺言状を書いているので、最後の想いを込めた著述である。その第一で聖道を捨て浄土の教えを選択するといひ、第二で、雑行を捨てて念仏せよと述べている。そして第十一で雑善をせず、ひたすら念仏を称える人を最勝の妙好人と讃えている。良源が論義道を本業とし、他善の行を捨てよと述べているのと同じ構造である。

末木文美士は『日本仏教入門』の「選択的な教判」において、「二項対立的な教判を最澄から継承して、新しい展開を示したのが法然」であると^④した。ここでは教判ではないが二項対立的に論義道を選択し、他善を捨てている。そうした意味で、良源は選択的論義の思想を持っていたと言えるであろう。

Cの部分も、独特な「廻向」の考えを示している。廻向は基本的に、自分の善行の功德を、他に廻らし向けるので廻向というのである。通常は法事の最後に回向文が称えられる。一般的には『法華経』の化城喻品第七にある「願以此功德普及於一切我等与衆生皆共成仏道」の偈が称えられる。これを総廻向ともいい、一切衆生に平等に廻向し、皆で成仏を目指すことを述べるが、良源の廻向の考えは、こうした一

一般的な法要による善行功德を、他善を行じるべからずと拒否し、「八講所生之善」即ち論議から生じる善だけを求めている。それは論議を聴くことで智慧が発生し、それによって煩惱を断ち除き、悟りに至ることができるといっているのである。その論議をよる功德をまずは一切衆生に廻向し、次に藤原師輔に廻向し、最後に自分の幽魂に供養せよという。それが傍線③「廻向老僧幽魂耳」である。「魂魄」は「礼記」¹³「郊特牲第十一」に「魂氣歸于天。形魄歸于地。」とある。生前は「魂」と「魄」は一体であるが、没後は二つに分離し、「魄」は、肉体（形）と共にあり、やがて腐ちて地に帰る。「魄」は「白」（しゃれこうべ）と鬼である。「魂」は精神と共にあり、気となってやがて天に帰るといのである。「魂」は、「云」（雲）と鬼である。良源が「老僧幽魂」に論議を聴かせよと命じたことは、我が幽魂は比叡山に雲気となつて留まつて、論議を聴くことであり、それを聴くことで智慧を発生し、悟りに至ろうと考えていたといえる。『御遺告』「葬送事」に墓地について「若未_レ点前命終者。可_レ取_二北方勝地_一」とあるが、この時の命は永らえたので、その後自ら墓地を決めたでと考えられるが、その場所は、今も論議が行われている元三大師堂（四季講堂）のすぐ北側に、論場に向いて墓が建っている。まさにここから雲気即ち幽魂として立ち現れて論議を聴くにふさわしい場所にある。

四・良源の山王信仰

良源が論議を極めて重視していたことは『御遺告』からよく理解でき、神に対してはどのような姿勢であったのかを検討する。良源

は二度の比叡山大火災を乗り越え、多くの堂塔を再興した。そのために山内は活気づいたが、乱れも生じた。それを正すために天禄元年（九七〇）に『二十六箇条起請』を定め、僧の有り様を厳しく規制した。¹⁴この『二十六箇条起請』は、前半の十六箇条は山内での日常生活の弛みを正すような内容である。十七条から二十一条は山内に起こっている異常事態を厳しく禁じている。十七条は、比叡山結界内での牛馬放牧の厳禁。十八条は覆面をして暴れる事の禁止。十九条は兵仗を持って僧房への出入り厳禁。二十条は勝手な刑罰の禁止。二十一条は儀式での乱暴暴力禁止である。こうした異常事態が発生する原因を、十九条では、師弟共に戒律を守らないからとし、二十二条では、比叡山の僧の増加に伴い、素性不明な浪人僧が増加したと考え、各房毎に所属する僧名を記録し提出することを厳命している。二十四条から二十六条は、儀式のあるべき姿や礼儀について述べている。

これらの中で山王の神について述べている部分に注目する。それが二十三条である。

一 応_下随_二山王_一二季御読経僧見参之数_二定住_上不_上事

右山王慈悲恩徳、猶如_二父母師君_一、已戴_二慈恩_一、何不_二酬報_一、日日転経。夜夜念誦。唯自房各別廻_二向_一莊嚴之誠_一也。①東西見住、春

秋上堂。是大衆集会、異口同音之勤也。昔依_二見面之多少_一、以定_二其身之住_一不_一也。而去天慶年中、加_二修四季_一之後、人多懈怠、已

希_二参修_一、非_二唯闕_一大衆同心之勤、兼復迷_二現住他行之数_一、仍今還_二復旧例_一。以_二二季_一爲_レ定、量_二当季不参之者_一、即以除_レ帳、次季参

修之時、還以付帳、但若臥病觸穢、或赴公私請緣者。三日之前申送政所、各於在所滿其卷数、②又楞嚴院僧漸及二百口、岑谷嶮遠難有見參、須下共集會彼中堂、各致精誠而勤修。院司執行、注送見參、立爲永例。

山王の神は慈悲深く、受けた恩恵は厚く、父母や師君の如くである。

その慈恩にどうして報いないでいられようか。日々読経し、夜々に念誦し、各々自分の房に山王の神を祀って、莊嚴の誠を尽くして回向している。東塔・西塔に住む僧は、春秋の二季に全員集まって、神前読経をするのは、誰が必要だと認める行事である。昔からこの参加によつて住不を定めた。ところが天慶年中に二季を四季に増やして以降、懈怠者が増加して、大衆を同じ心にするための勤めが意味を持たなくなり、現在住むものや、他に行つた者の数が把握できなくなつていゝ。そこで旧例の二季に復し、その代わりに不参の者は、僧名帳より除籍し、次季に参修したときに僧名帳に戻すと定める。但し臥病や触穢、公私の請縁により参加不可能な者は、予め三日前までに政所に申送り、各人その在所にて卷数を満たせばよい。又楞嚴院の住僧がようやく二〇〇人となり、峯や谷も険しく遠く参加するのが難しいので、横川の中堂に集つて真心込めて勤修するがよい。院司執行の係の者は、参加者を記録して、政所に送り報告する事を制度化し永例とすると述べている。

山王の神は父母師君の如く、我々を育て、その恩恵は厚いといつてゐる。晩年の天禄四年（九七三）に良源は、山王の神の御崇りに対し

て「祭文」を書いている¹⁵。その中で、自分には師縁がなく、檀越も欠いていたので、ただ山王の「昼夜之冥護」によつて修学の志を遂げたと述べているので、山王の神を重視する気持ちは大きかつたと思われ。しかし誰もが山王の神の加護を受け、神への春秋二季の参拝は当然とされていた。こうした山王神への感謝は勿論、山王神を恐れる気持ちも誰もが持つていた。それが十九条である。武器を持つて比叡山内の僧房を往来するものに対し、「一宗之恥辱」といい、武器の携帯を厳禁している。そして次のように記す。

若有不順寺家制式、不受師友教訓者、護法善神、先加冥罰、惜道勇士、次捕現身、速送寺家、將進官底。

もし比叡山の規則を順守せず、師友の諫めも受けずに武器を持つなど異常な行動をする者は、まず比叡の護法善神が冥罰を加え、次にその神の道を大切にする勇士が、その身を捕らえ、速やかに政所に送り、太政官の官底に差し出すとしている。まさに山王の神の力によつて『二十六箇条起請』を護らせようとしているのである。先の「祭文」も、山王の神の御崇りを免じてもらうために書かれている。

良源の時代の山王神は、どのような神であつたのか、先行研究から見ると、先ず菅原信海は「円珍創始の山王三聖信仰は、良源頃に再び盛んになつたようである」といい「良源の頃になって、はじめて地主三聖の語が用いられるようになった」とした¹⁶。また佐藤真人も「山王三聖の三社体制は、良源が座主の地位にあつた十世紀末頃には確立し

てゐたものと見てよからう。」¹⁷ 池田陽平も、円珍が山王三聖を始め、智證門徒がそれを山上で祀っていたが、良源が新たに山王三聖を権威付け、智證門徒と分裂したとした。¹⁸ 江頭務は、円珍の三聖は、大小比叡神に加え、入唐求法の時の夢告の山王を祀ったもので、両所三聖であるとし、良源が横川を独立させ、その地主神として聖真子を創始し、地主三聖としたとした。¹⁹ 三者とも良源の時代に山王三聖が確立したとしている。

以上の先行研究から良源の時に山王三聖が確立したことは確実である。それを踏まえて先の「二十三条」を見る。まず①「東西見住、春秋上堂。は大衆集会、異口同音之勤也。昔依見面之多少、以定其身之住不也。」の部分に注目する。ここは昔の比叡山における山王神に対する「異口同音之勤」について述べている。それは良源が横川を再興する以前の山王神信仰についてである。すぐその後「天慶年中」以後に変わったとあるので、それ以前の信仰である。「東西見住」とあるのは、東塔・西塔に別れて住んでいる僧を指し、「春秋上堂」は、春秋二季に「上堂」し、大衆集会をすることをいう。この集会の場は、どうも山上にある仏教的な堂である。その後「異口同音之勤」とあるが、東塔・西塔ともに重視した勤め、即ち東塔・西塔別々に山王神を祀り、大衆集会をしていたと考えられる。『三代実録』貞観元年（八五九）正月二十七日条に「近江國從二位勳一等比叡神正二位。……小比叡神並從五位上」とあり、大比叡と小比叡の神がそれぞれ別に位階を受け、別の神となっている（小比叡の初見）。そして仁和三年（八八七）三月十四日の条には、年分度者が二名、それぞれ大比叡

神分と小比叡神分が加えられた。それまで比叡山の年分度者は八名であり、その内六名は、総ての鎮国のために東塔院で試度を行い、二名は賀茂神分と春日明神分、即ち都の鎮めのために西塔院で試度を行っていたとしている。東塔院とは、最澄が企画した六所宝塔の日本国総安鎮の「安国近江宝塔院」であり、ここが大比叡神分の試度を行う場所である。従ってここが大比叡神が勧請されていたことになる。また西塔院とは、「安中山城宝塔院」であり「安中」即ち中央の都の鎮めとしての宝塔である。ここに小比叡神分の年分度者の僧が初めて配置されたのである。大比叡神分は当然、東塔院。そして小比叡神分は平安の都の賀茂明神分と平城の都の神春日明神分を加えて、西塔院に配されたのである。また同年、この小比叡神のために立派な宝殿を円仁弟子の相応が建立したことが『天台南山無動寺建立和尚伝』に出ている。そして寛平二年（八九〇）に大比叡神が相応に託宣して、小比叡神の宝殿の如くに我が殿も造れといったので、程なく造立したとある。²⁰ こうした記録は、東塔からの西塔の独立が前提にあり、東塔には大比叡神という山王神、西塔には小比叡神という山王神が想定される。次に「二十三条」の最後の②「楞嚴院僧漸及二百口、岑谷嶮遠難有見參、須共集會彼中堂、各致精誠而勤修」の部分に注目する。楞嚴院僧とは横川に住む僧のことである。良源が藤原忠平の菩提を弔うために遁世した天曆三年（九四九）には三人しかいなかった横川が、『二十六箇条起請』が書かれた天禄元年（九七〇）頃には二〇〇名を越えたのである。その殆どが良源の弟子である。この僧たちが春秋二季の山王神への読経会を、東塔・西塔から離れて独自に、横川中堂で

行うことを定めているのである。

これに関わる文書の存在を明らかにしたのは、村井康彦である。²⁷⁾

□ 昧院

請_レ被_レ因_二准西塔例_一、割_分分_レ仏聖例僧并廿六人及現住僧分_上状

八聖

法華經如法堂 觀音 文殊 不動 毘沙門□□中□

大黒天神 山王 慈覚大師

例僧十八人

長講二人 承事二人已上中堂

堂童一人如法堂 真言堂 般若堂 砂碓堂 兜率堂

苗鹿寺已上各一人

雑色八人

右、謹檢_二案内_一、西塔院仏聖例僧并現住僧、別_立立_レ季帳、歳年已□、方今此院住僧漸滿_二二百口_一、爰或付_二東塔帳_一、或載_二西塔帳_一、触_レ事有_レ煩、仍准_二西塔_一可_レ立_レ別帳之由、略承_二気色_一了、然則加_立立_レ例僧帳、亦可_レ准_二彼例_一、仍注_二仏聖例僧廿六人并現住僧_一、言上如_レ件、

天禄三年正月十五日 預法師「慶定」

(以下略)

この文書「楞嚴三昧院所司解」は、横川（楞嚴三昧院）に住む僧が二〇〇名になってきたので、昔、西塔が東塔から分割し独立した例に准

じて、別に季帳をつくることを申請し、許可された文書である。『二十六箇条起請』が示された二年後の天禄三年（九七二）正月のこの文書は、単なる横川独自の季帳の作成の要請ではなく、本当の意図は「仏聖（八聖）。例僧（十八人）分および現住僧（約二百人）分の経費を、両塔とは別個に支給（割分）されるべきことの要請にあつたと思われる。」と村井はいう。即ち経済的独立が真の意図であり、これによつて「横川が名実ともに両塔から独立して対等の立場に立つたことを意味」する文書であると村井は評価した。

「二十三条」は、こうした横川の政治的経済的独立を前提に書かれていると考えられるが、二十三条の根幹である山王二季御説経の対象である山王の神は、独立的に存在できたのであろうか。東塔が大比叡神・西塔が小比叡神であるとすると、横川の神はいつたい何か。これも「楞嚴三昧院所司解」にヒントがある。そこに八聖が書かれている。その中の観音・文殊・不動・毘沙門は、中堂に祀られた仏像と考えられる。大黒天神・山王・慈覚大師も尊像であろう。こうした尊像を一人分と数えている。ところがこの八聖のトップは『法華経』である。即ち經典を一人と数えているのである。『法華経』が八聖の一人であり、トップに位置するのが重要である。そしてこの「法華経」の下に「如法堂」と記されている。如法堂は中堂の北側に建っている。この如法堂とは、円仁が天長八年（八五二）病のため余命はないと考え、最後の修行を比叡山最北の未開地横川に求め、禪定の境地のまま死ぬことを求めて入定の修業に入った地である。巨杉の洞の中で修行し、庵で休む日々を送る。三年が過ぎ、ある時妙薬を口にすると夢を見る。

すると奇跡的に回復し、感謝して『法華経』八卷六万八千字を書写し、それを安置する小塔を造った。これが根本如法塔であり、如法塔を納める堂が如法堂である。即ち横川の原点がこの如法堂である。そして円仁は唐から帰国後に、堂を整備し、多宝塔の中に元の如法塔を納め、中心に置き、右に釈迦像、左に多宝仏を安置した。「楞嚴三昧院所司解」では、この如法堂の中心にある「法華経」が、八聖の一人とされたのである。「法華経」を八聖の一人としたのは、良源及び横川の「現住僧」共通の認識であることをこの文書は示している。即ち「二十三条」の根幹である山王二季御読経の対象である山王の神は、横川の場合、この八聖のトップに位置する「法華経」が神として、山王二季御読経の対象とされたと考えられるのである。そして、この文書が書かれた翌年、天禄四年（九七三）二月五日に良源は「上_二山王権現_一願文」を書いた²³。その冒頭に「山王三聖」と記した。良源の「山王三聖」は、これによって成立した。大比叡神と小比叡神の二神は、山王の二神であるが、これに対して円仁直筆の「法華経」は神ではない。聖なる地横川が成立した根本的機縁としての「法華経」であり、神ではないが、神の如き聖なる存在である。「山王三神」ではなく、「山王三聖」とあるのはそのためである。この「山王三聖」の内の一聖である「法華経」を納めた如法堂に向かって建っているのが中堂である。中堂の本尊は聖観音菩薩である。『法華経』由来の菩薩である。この観音に向かって山王二季御読経をすると、その先に円仁の「法華経」を祀った如法堂があり、そこに二〇〇名の読経の高声が届くのである。「二十三条」にある「須_下共集_二会彼中堂_一、各致_三精诚_二而勤修上_一」の一

文は、横川に住む僧は、春秋二季に中堂に集まり、横川八聖のトップに位置する「法華経」一卷を山王の神と念じて読経することを意味しているのである。

この「二十三条」に書かれた天禄三年（九七二）の「横川八聖」から五年後の、天元二年（九七八）四月一日、良源は地主三聖祭を行なった。『慈恵大僧正拾遺伝』によると、「爲_二莊嚴地主三聖御祭事_一、新造唐崎神殿一字、鳥居一字、廻廊二字、雑舎四字并馬場三町針貫等、兼亦當作宝輿一基。」とあり、琵琶湖の湖岸の唐崎に新たな神殿を建立し、比叡山の地主神の三聖を祀った。その「地主三聖」の二聖は、東塔の地主神大比叡神と西塔の地主神小比叡神であろう。そしてあと一つの聖神は、横川の八聖のトップに書かれた「法華経」である。良源が「山王三聖」を「地主三聖」と言い換えたのも、横川の独立を前提にした命名である。するとこの祭典で新たに加えられた「宝輿一基」には「法華経」が据えられた可能性がある。この「法華経」がやがて『法華経』の化身「聖真子」として文献に現れる。聖真子とは『山家要略記』の「比叡明神奉_二名_一聖真子_事」²⁴に

言聖者、妙覺之極尊、円宗之極聖也。言眞者、第一義諦之淨徳、第七和合之眞諦也。言子者、從_二佛口_一生之佛子。從_二法化_一生之法子也。故名曰_二聖眞子_一。

とある。「聖」は法華円宗の極聖であり、「眞」は第一義の徳を意味し、「子」は仏の口より生まれた仏子であるとしている。そして「從_二佛口_一」

生之佛子。從_レ法化_レ生之法子也。」の一文は、『法華經』譬喩品の「真是仏子。從_レ仏口生。從_レ法化生」という文言に由来し、それを名前に含んでいると説明している。まさに聖真子は、『法華經』の文言を内に含んだ神である。まさに横川の八聖のトップにある「法華經」を名付けるのにふさわしいのが聖真子である。

良源はこの地主三聖祭を龍頭鶴首の船を浮かべ、終日歌舞演奏をして盛大にとりおこなった。その翌年の天元三年四月一日に地主三聖祭において『金剛般若經』転読を行う。この時僧帳には二七〇〇名が記名してあつたが、参加したのは二〇〇〇名であつた。欠席した七〇〇名を良源は「除帳削籍」したと『慈惠大僧正伝』は伝えている。地主三聖の神の威力を示し、乱れた比叡山の肅清を行ったのである。

以上のように良源は日吉山王神を重視し、その権威において各種の施策を実行しているのである。

五・良源の神前論義

論義を我が道とし、自分が死んだら他善はすべからず、忌日に論義八講をせよ。我が幽魂は、この世に残つて、それを聴きながら悟りを得たいと遺言したほどの論義重視の良源である。そして山王の神に対する畏敬の念は極めて大きい。良源は、自分の幽魂に論義を必ずせよと命じたが、神の前では論義をしなかつたのであろうか。残念ながら良源が主催して神前論義をしたという確かな記録は残っていない。では当時、神前論義はまだなかつたのであろうか。神前論義の初出は、『赤山明神縁起』である。奥書によると天曆三年（九四八）に橘朝臣

直齊によつて書かれたものである。冒頭にこの神の由来が書かれている。「大明神者震旦国明州之山神也。有_レ佛法守護之誓、随_レ慈覚大師垂_レ迹於叡岳之西坂」と始まる。²⁶赤山明神は、中国の明州の山の神で仏法守護を誓つた神であり、入唐僧円仁に随つて我が国の比叡山の西坂に垂迹した神であるという。今も、修学院の近く、比叡山の登り口に皇城表鬼門赤山禅院として存在する。京の人々には、陰陽道の神として信仰されている。この神の縁起の中に次のように神前論義が登場する。²⁷

南山相応元慶八年、夢中山神告白、我居住之神殿破壊、無_レ修造人、我法力體彰見苦侯、極無_レ術侯也、聖人幸故慈覚大師之弟子也、願爲_レ我可_レ令_レ造_レ與_レ神殿。已上夢想記。相応和向感_レ山神之一言、捨_レ三衣一鉢、如_レ明神告_レ造_レ一間四面神殿。遂_レ山神之本意。始_レ行問答講、即以_レ相応内供爲_レ講師、令_レ講_レ法華經。

元慶八年（八八四）相応和尚の夢に、赤山明神が現れ、苦しみを告白する。我が神殿が壊れていて修理する人もいない。我が法力も姿も見苦しく、どうすることもできないでいる。幸いあなたは慈覚大師円仁の弟子である。願わくは我が為に神殿を作つて欲しいという。相応和尚はこの神の言葉に感じ入り、赤山明神のために一間四面の神殿を造つたのである。そして問答講を初めて行つた。²⁸相応和尚が講師となり、『法華經』を講じたとある。

ここに「始_レ行問答講」とあるのが、神前論義を初めて行つたとい

う根拠であるが、それだけではない。この神は円仁が入唐の時に、苦境を脱するために祈願した神である。円仁没後五〇年以内に編纂された『慈覚大師伝』に次のようにある。²⁹⁾

即便下_レ船、登_ニ其洲赤山法花院、過_ニ於一冬、爰和尚悲嘆、好師難_レ値、真法難_レ得、（中略）当_ニ処山神助_ニ我此願、若有_ニ助成、我当_ニ還_レ国、建_ニ立禪院、伝_ニ禪門法、資_ニ益山神_ニ云云、

円仁の入唐の目的は天台山に行くことだが、その許可が下りず、帰国船にのるが、唐に留まることを決意し、船を下りて、この明州の赤山院に十ヶ月も世話になる。そして良き師にも会えず、真の仏法も得ることができないと嘆き、この赤山の山神に願を懸けて助けを求め、もし助けがあれば、日本に帰ったら神のために禪院を建立すると誓い願った。円仁はこの後、許可が下りない天台山を諦め、五台山行きを決意し、見事巡礼を果たし帰国するのである。この求法の旅を記録したものが『入唐求法巡礼行記』である。この中に円仁が赤山院にいた時の開成四年（八三九）十一月二日に行われた「赤山院講経儀式」の記録がある。³⁰⁾ その中で論義が行われているのである。

論義者論端_レ拳_レ問。拳_レ問之間。講師拳_ニ塵尾。聞_ニ問者語。拳_レ問了。便傾_ニ塵尾_ニ即還_レ拳_レ之。謝_レ問便答。帖問帖答。與_ニ本国_ニ同。但難儀式稍別。側_ニ三下_レ後。申_ニ解白_ニ前。卒爾指申_レ難。声如_ニ大瞋人盡_レ音呼_レ諍。講師蒙_レ難。但答不_レ返_レ難論義了。

誓願が終わると、論義を行うものが論義の題目を挙げて質問する。これに法師が答えて論義が始まる。質問をしている間は、講師は扠子（か）を上げて質問を聞く。質問が終わると扠子を傾け、次に扠子（か）を上げて質問者に礼を言って答える。問いと答えを相手（か）が復唱するのは日本と同じである。但し難の儀式は少し違う。手を傾けて三回扠子（か）を下ろした後、解答を言う前に、突然指さして「難」と叫ぶ。その大声は怒った人が声を張り上げて言い争っているような様子である。講師は「難」とだけ答えて返さずいきなり論義は終了する。こうした極めて細かい論義の様子を記している。

この中国における赤山院での論義が前提にあつて、日本における相応の赤山禅院の問答講が初めて行われるのである。

円仁と相応は師弟の関係にあるが、極めて密接な関係である。相応は天長八年（八三一）近江国浅井郡に生まれ、十五歳で比叡山に鎮操の稚児として上り、十七歳で剃髪。そして修行の合間に、山中から美しい花を取ってきて根本中堂の薬師堂御宝前に秘かに捧げ続けた。近くの僧房にいた円仁はそれを秘かに愛でていた。円仁は斉衡元年（八五四）天台座主となり、二三歳となった相応に声をかけ、中堂供花を誉め、自分の直弟子として得度するように勧めた。ところが相応は、毎夜根本中堂に五体投地していた若い僧に得度を譲りたいと申し出た。円仁はますます気に入る。二年後、時の大納言藤原良相が円仁に書信を送る。そこに「賜_ニ修行謹慎_ニ之者。代_レ身令_レ度。依_ニ彼誓護_ニ之力。將_レ爲_ニ息災_ニ之謀。（中略）將_レ爲_ニ一生_ニ之師」とある。若い慎み深い修行僧がいたら、その僧を私の代わりに得度させて、その僧の誓護の力に

よって自分の息災を祈りたい。そしてその僧を一生の師としたいであった。円仁は即座に彼を呼び、藤原良相の「相」を取り、汝の良縁に相応するといつて「相応」との法名を与えた。⁽³¹⁾ こうして円仁の愛弟子相応となったのである。

こうした関係にある相応が、円仁の遺言で建てられた赤山禅院の興廃を見過ごすことはできず、そこに中国明州赤山院での論義を、日本の赤山禅院に導入したのである。これが神前論義の初例である。次に神前論義が行われるのは、比叡山の上神宮寺においてである。『慈恵大僧正拾遺伝』に次のように書かれている。⁽³²⁾

山王院門徒於上神宮寺、修結縁八講、以恒例。智興法師為執事、持_レ仮聴衆、請書而來、即陳云、明後日可_レ修_レ件講、豎義者千觀法師所立、其義添_レ因明四相違斷纂、必任_レ光臨欲_レ施_レ面目、(云云)、答云、立者当時龍駒、兼学因明内明、問者彼此同学其義、而忽然参任、尤所_レ不堪也、置_レ請書、而執事還向、和尚彼夜暗誦斷纂平文二卷了(後略)

ここには山王院門徒が上神宮寺において結縁八講論義を行い、以後恒例としたとある。この年次は記されていないが、池田陽平は承平四年(九三四)ないし承平五年としている。⁽³³⁾ このころ二四歳の良源は、西塔において延昌の企画と因明師範基増の指導⁽³⁵⁾によってメキメキと論義の力を付け、呼ばれたのである。こうした西塔での論義の活性化、また同じ円仁門徒である相応の始めた赤山禅院での神前論義もあり、論

義の成長期である。こうした円仁門徒における論義の活性化に対抗して、円珍門徒が上神宮寺で神前論義を恒例化したのである。ここに二十四歳の良源が論義の立者として要請される。しかも三日後に行うという。相手は因明にも通じた千観である。加えて論題は論義で最も難解とされる因明四相違に関する注釈書から出されるという。良源はそれを二日で暗誦し、見事千観に勝利するのである。

以上のように、良源の頃には比叡山に神前論義が実現していたと考えられる。では良源が企画した神前論義はないのであろうか。明確な当時の記録としてはないと言いがながい、全くないわけではない。やや時代が下るが、大久保良順によれば、永和元年(一三七五)成立の『宗要智晃抄』第一巻に、応和の宗論に勝った慈恵大師は、日吉杜で百日間一座一問の論義を行なったとあるという。⁽³⁶⁾ また主要『宗要宗』を比較検討した藤平寛田は、慶長三年(一五九八)頃成立の『梧拾集』(叡山文庫藏木版本)には、良源が社頭において二百箇條を下すとあり、弟子で横川に住んだ源信は八十二、東塔檀那院に住んだ覚運は八十四條の論題について論義したとあるという。⁽³⁷⁾

論題の数については、各『宗要宗』で違いがあり、各流派の独自性を競ったようであり、あまり信用はできない。しかし良源が多くの論題を作ることを命じ、それを神前で行った可能性はあると考えられる。良源が天台座主になった頃には、已に無動寺の相応が神前論義初例を実現しており、山王院門徒も、神前論義の恒例化を実現している。そして良源が天台座主になった頃には、百日間の一座一問の神前論義を行う程に日常的になっていたと考えられる。

良源は二度の比叡山大火災の窮地を克服し、神前論義を日常化する
ことで、神の威力を増し、比叡山の前にも増して荘嚴を成し遂げ、地
主山王祭を盛大に行ったのである。

良源の山王信仰について近年富田弘子が、高野山にも山王信仰があ
り、その山王信仰は比叡山の山王信仰の影響であるとの論文を発表し
た。高野山の山王院というと、堅精論義という夜を徹して行う論義と
して有名である。その山王院に祀られているのは、一の宮が丹生明
神・二の宮が高野明神・三の宮が十二王子と百二十番神である。この
三の宮の神について「特段注目されることもなく、壇上伽藍の御社第
三殿には、比叡山を起源とする十二王子と三十番神を四方に配した百
二十番神が鎮座していたことは、紛れもない事実である。」とした。³⁸

さらに高野山最古の記録といわれる『金剛峯建立修行縁起』（以下
『修行縁起』）に登場する山王を検討し、「地主山王」という語に注目。

この選者と考えられる雅真は、石山寺淳祐の門弟で、そして天台僧良
源も同時期淳祐に密教を学んでいる。すなわち雅真と良源は淳祐の兄
弟弟子である。更に両者は渡来系同族関係がある。そしてこの時良源
は「地主山王」を重視し、それによって在地協力を得て、二度の比叡
山大火災から見事な復興を成し遂げていた。高野山も同時期、落雷に
よる二度の大火災から、雅真によって復興を果たす。その時の復興の
象徴として「地主山王」が高野山に祀られた。これは比叡山復興を成
し遂げた良源が「地主山王」を比叡山に祀ったことに倣っている。そ
して、良源の「地主三聖」には聖真子ニ八幡神を含み、雅真の「地主
山王」にも狩場明神ニ八幡神を含むのは、良源と雅真の「同族間の結

託に依拠すると考える」とした。更にその財政的支援は日吉山王信仰
を持つ東三条院詮子であり、「雅真と良源とに交わされた山王神勧請
の密約は、女院の援助を得るための必須条件」とまで言っている。³⁹

即ち二度の火災による高野山の衰退は、復興の象徴である比叡山山
王信仰の導入によって、復興がなしとげられたというのである。とこ
ろがこの両方に、同じように神前論義があり、重視されているが、こ
の点に富田は全く触れていない。一〇世紀後半の雅真による高野山復
興は、兄弟弟子良源の山王信仰導入で成し遂げられるが、良源の頃に
既に比叡山で広がっていた神前論義が、高野山山王においても導入さ
れていたと考える方が、自然ではないかと思う。

この問題に触れないのは、高野山山王での神前論義である始行説話
の問題があるからであろう。その始行説話とは『高野春秋』にある説
話である。⁴⁰

応永十三年三月 日。大明神垂ニ示御神託ニ云。満山学侶懶惰。事
教之所学衰微。無レ由ニ護山。吾夫意ニ欲還ニ昇高天原ニ也。野山見聞集
云。南北二朝擾乱已来。山徒事教之惠学。法問之論議場。漸々衰微。而寺社祭年々懈怠
矣。（以下略）

住山之縑素貴賤群集拜聽。特大衆仰天伏地懺レ謝先非。奉レ請ニ神
愛ニ懇懃也。神又託謂。每ニ五月三日ニ執レ行大法会於山王院。以レ
當ニ此日ニ無レ多少レ降雨上。可レ為ニ護山之信ニ云云。（以下略）

応永十三年（一四〇六）三月のある日、大明神が神託を下した。それ

によると高野山総ての学侶がなまけ怠ること、事教に関する学問が衰微し、山を守る理由が無くなったので、私は高天原に帰ろうと思うと言った。この神の神託を山に住む僧侶や俗人、貴きも賤しきも多くの人々が拝聴した。特に高野山の僧侶は、天を仰ぎ地に伏して先非を懺悔謝罪し、神への愛を訴え、真心込めて礼を正した。神は又宣して言った。毎年五月三日に山王院において大法会を執行せよ。この日に多少なりとも雨が降ることをもって、神が山を守っている証と信じよ。そこで長普と快全を南都興福寺に行かせて、維摩会と法華会の儀式を学ばせた。そして翌年の応永十四年の五月三日、山王院において堅精の大会という論義法要を始行したという。

現在も高野山山王院において夜を徹して行われる「堅精論義」の始行を示す確かな記事であろうと考えられるが、それはあくまで「堅精論義」の始行であって、山王院での神前論義の始行ではない。小書き文字の「野山見聞集云」に注目する。そこに「南北二朝騒乱已来、山徒事教之惠学。法問之論場。漸々衰微。而寺役社祭年々。懈怠矣。」とある。南北騒乱の時代以来、高野山の僧たちは、事教の惠学や、法問を論義する場など、徐々に衰微していった。そしてついに高野山の役僧は山王院の神の祭を年ごとにやらないようになってきたと、その経緯を説明している。即ち南北二朝騒乱以前には年々に神前論義が行われていたと書かれているのである。南北朝は延元一・建武三（一三三六）年から両朝が合一した元中九・明德三（一三九六）年までを指すので、それ以前は年々に神前論義が行われていたことになる。従って良源の影響で、雅真が高野山に山王院を建立し、高野の神を祀った

時に、「事教の惠学」だけでなく、「法問論義の場」を設け、神前論義を行っていたと考えられるのである。その山王院での神前論義が、学侶の懈怠によって行われなくなったので、神が高野山を護る必要がなくなったとし、高天原に還ると託宣したのである。逆に考えると、神が高野山を護るのは、神の前に「法問論義の場」を設け論義を行うからであり、「事教の惠学」を盛んにすることによっている。すると「事教の惠学」は、神前論義の神への恵みを保障する内容を含んだ学問ということになる。これが具体的に何か不明だが、通常は「事教」は天台の事・理に分ける教学による考えで、「事教」は、藏教を界内の事教、別教を界外の事教とするのが教理的な「事教」の意味であるが、ここではなじまない^①。より一般的な意味で考えると、「事」は個別的で具体的な事象をいい、「事教は」それぞれの事象における現実的な因果因縁、即ち縁起を説明する教えという意味になる。ここでは高野大明神が高野山を護るといふ恵み与えた縁起を「事教の惠学」とすると、学侶が高野大明神の縁起を学ばず、神前論義もしないようになったので、高天原に還ると言い出したという流れで良く理解できる。すなわち南北二朝騒乱以前、延元一・建武三（一三三六）年以前には、山王院で神前論義が行われていたが、それが衰退し、応永十四年（一四〇六）に現在までに続く「堅精論義」が始められたということがわかる。では山王院で行われていた神前論義は、いつごろまで遡れるのであるうか。富田弘子は、高野山の山王院信仰は、良源の山王神信仰と比叡山復興に倣って、高野山大火災の復興を目指して取り入れた信仰としたが、そこまで山王院の神前論義は遡ることができるだろうか。

高野山の二度目の大火災は正暦五年（九九四）である。御影堂を残して悉く灰燼に帰したという。これ以降の高野山再興の過程で、高野山山王院に神前論義の導入がなされ、見事高野山復興を成し遂げたとすると、その影響は真言宗に大きな影響を与えたと考えられる。苦米地誠一によると、「真言宗における論義としては、院政期の教学復興に合わせて、仁和寺や醍醐寺において鎮守講論義が創始されている」とし、

- ①仁和寺の鎮守明神への神前論義…永久二年（一一一四）創始。
- ②醍醐寺の清滝権現への神前論義…永久六年（一一一八）始行。
- ③東寺の鎮守八幡宮への神前論義…応長二年（一一三二）始行。

などを挙げている。^④これらは高野山山王院の堅精論義始行（一四〇七）以前に始められており、高野山山王院の神前論義の影響を受けて、次々と始行されていると考えるのが自然である。即ち高野山の二度目の大火災の正暦五年（九九四）以降に、良源の山王信仰と神前論義が高野山に導入され、その後の高野山の復興を見て、百年余後に神前論義が真言宗に広まっていったと考えられる。

論義の歴史の中で、因明の中で行われてきた論義が、興福寺の維摩会を通じて、社会的に認知され、比叡山の良源が、因明の呪縛から解放されたた広学論義を始めることで、論義の拡がりを可能にし、神前論義を活発化することで、比叡山の復興を成し遂げ、その影響で高野山大火災において神前論義が導入される。それが真言宗の寺院にお

る神前論義を生み出していったのである。

〔注〕

- (1) 久米邦武「神道ハ祭天の古俗」『明治史論集二』『明治文学全集78』筑摩書房（一九七六）初出は『史学会雑誌』に明治二四年（一八九一）に連載されたものである。
- (2) 倉持治休他「神道は祭天の古俗と云へる文章に付問答の始末」『明治史論集二』『明治文学全集78』筑摩書房（一九七六）
- (3) 鹿野政直・今井修「日本近代思想史のなかの久米事件」大久保利謙『久米邦武の研究』吉川弘文館（一九九二）。事件の経緯に関しては上記の論考が詳しい。また修史事業に関しては「日本史リブレット重野安緯と久米邦武」「正史」を夢みた歴史家」が参考になる。
- (4) 辻善之助「本地垂迹説の起源について」『史学雑誌』第十八編の一、四、五、八、九、十二号掲載（一九〇七）のち『日本仏教史之研究』金港堂書籍（一九一九）一五二頁
- (5) 家永三郎「飛鳥寧楽時代の神仏関係」（一九四二）・原田敏明「神仏習合の起源とその発展」（一九四九）・堀一郎「神仏習合に関する一考察」（一九五三）・田村圓澄「神仏関係の一考察」（一九五四）高取正男「神仏習合の起点―道行知識経について―」『日本浄土教史の研究』平楽寺書店（一九六九）
- (6) 津田左右吉「日本の神道に於けるシナ思想の要素」『東洋学報』（一九三七）
- (7) 吉田一彦「多度神宮寺と神仏習合」『伊勢湾と古代の東海 古代王権と交流4』名著出版（一九九六）
- (8) 吉田一彦「日本における神仏習合思想の受容と展開―神仏習合外来説（序説）―」『仏教史学研究』四七巻二号（二〇〇五）
- (9) 菅原信海『山王神道の研究』春秋社（一九九二）
- (10) 佐藤眞人「山王七社の成立」『神道学』二二五号（一九八五）「再び山王七社の成立について」『大倉山論集』三三号（一九八八）において菅原信海の「山王七社の形成」『東洋の思想と宗教』四号（一九八

(二)を批判している。

- (11) 『慈恵大僧正御遺告』『群書類従』第二四輯 釈家部 平文社(一九三二) 六四二頁
- (12) 末木文美士『日本仏教入門』角川選書(二〇一四)一一三頁
- (13) 竹内照夫『礼記』新釈漢文大系二十七 明治書院(一九七九)四一二頁
- (14) 『天台座主良源起請』『平安遺文 古文書編 第二卷』東京堂(一九六四)四三一、四四〇頁
- (15) 『日吉山王利生記』『神道大系 神社編二九日吉』精典社(一九八三)『日吉山王利生記』第二に、良源が自ら書いたと伝える祭文があり、「上山王権現願文」にも、ほぼ同じ内容の文言が見える。共に、天禄四年(九七三)二月五日とあり、良源六二歳のときである。
- (16) 菅原信海『山王神道の研究』春秋社(一九九二)八一頁及び九六頁
- (17) 佐藤眞人『山王七社の成立』『神道学』一二五号(一九八五)
- (18) 池田陽平『天台教団の分裂と山王三聖』『日本宗教文化史研究』十八巻二号(二〇一四)
- (19) 江頭務『日吉大社山王三聖の形成』『イワクラ』二八号(二〇一四)
- (20) 『三代実録』は朝日新聞版による。凡例「底本…増補 六国史」(全十二巻 佐伯有義、朝日新聞社、昭和15)巻九、十を新訂増補国史大系本他、諸本で校訂」とある。
- (21) 『天台南山無動寺建立和尚伝』『群書類従 第五輯』五六三頁
- (22) 村井康彦『天台座主良源と横川の独立』『天禄三年楞嚴三昧院所司解について』『伝教大師と天台宗』日本仏教宗史論集第三巻 吉川弘文館(一九八五)
- (23) 良源『上山王権現願文』『天台震標』四編巻三『大日本仏教全書』四四九頁

- 「山王三聖」といい「地主三聖」という。良源のいう三つの「地主」は東塔、西塔、横川と考えられるので、良源と円珍の「山王三聖」とは異なると考えられる。
- (24) 『慈恵大僧正拾遺伝』『大日本史料』寛和元年正月三日の条
 - (25) 『山家要略記』『続天台宗全書神道I』春秋社(一九九九)三四頁
 - (26) 『明州』とあるが、赤山は「登州」にある。「明州」とあるのは、入唐僧・入宋僧の多くが明州寧波を指し、帰朝の出港地とする例が多いことから来る誤ちと考えられる。
 - (27) 『赤山明神縁起』『神道大系』論説編四 天台神道(下)精興社(一九九三)
 - (28) 相応の神前論議の初例は重要である。相応の夢に現れた赤山の神の嘆きの声は「我居住之神殿破壊」である。これは「我法力體彰見苦侯」、即ち神の力の衰退であり、それが「體彰見苦」しい。即ち形として表れて見苦しいのである。この説話の類型が広がっていく問題は別に論じたい。
 - (29) 小野勝年『三千院本慈覚大師伝』五典書院(一九六七)一九頁
 - (30) 円仁『入唐求法巡禮行記』『大日本仏教全書 遊方傳叢書第一』二〇七頁
 - (31) 『天台南山無動寺建立和尚伝』『群書類従 第五輯』五五八頁
 - (32) 『慈恵大僧正拾遺伝』前提書
 - (33) 池田陽平前提
 - (34) 『延昌伝』『日本往生極楽記』井上光貞、大曾根章介校注『往生伝法華験記』(日本思想大系)岩波書店 平成七年(一九九五)二七頁に「毎月の十五日、諸の僧を招延して、弥陀の讚を唱え、兼ねて浄土の因縁と法花の奥義を対論せしむ」とある。
 - (35) 佐伯良謙『因明作法変遷と著述』にある「因明系図」によると基増は良源の因明の師である。
 - (36) 大久保良順『一乗要決』仏典講座 厚徳社(一九九〇)三九頁
 - (37) 藤平寛田『天台宗最古の『宗要集』の成立形態』『天台学报』三六号(一九九四)

- (38) 富田弘子「山王神と高野山壇上伽藍における十二王子と百二十番神祭祀―山王神との関係から―」『密教文化』二二二号(二〇一三)。
- (39) 富田弘子「高野山における比叡山王祭祀のはじまり―雅真僧都と石山寺をめぐる―」『日本宗敎文化史研究』一九卷一号(二〇一五)
- (40) 日野西眞定『新校 高野春秋編年輯録』卷十 岩田書院(一九九二) 二二五―六頁
- (41) 「事教」は、『仏敎語大辞典』によると事と理とを区別する敎えで、天台宗の、四敎(藏・通・別・円)の内、藏敎を三界のうちに止まっている界内の事敎、別敎が三界を出離して、再び三界にもどっている界外の事敎としている。本文の「事敎」は、こうした天台敎理の藏敎・別敎を述べる文脈にない。「事」の通仏敎的な意味を同辞典で確認すると、一・相対的差別的な現象、二・具体的な個々の事柄、三・世間的で身近な事例などである。
- (42) 苦米地誠一「平安時代における論義」『智山の論義』智山伝法院(二〇〇五)二八頁

(くぼた みのる 文学研究科仏敎敎学専攻博士後期課程)

(指導敎員・川内 敎彰 敎授)

二〇一七年九月二十七日受理